

分限免職処分取消請求事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

令和2年10月13日

教 職 員 課

# 分限免職処分取消請求事件について

## 1 当事者

原告 中学校の元教諭

被告 愛知県

## 2 請求の趣旨

- (1) 愛知県教育委員会が平成 26 年 12 月 14 日付けで原告に対してした免職処分を取り消す。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。

## 3 事件の概要

### (1) 請求の原因

原告は、休職期間の満了にあたり、平成 26 年 10 月 3 日付け復職審査願を提出し、健康審査会委員の審査を受けたが、同審査会の答申を受け、愛知県教育委員会は、平成 26 年 11 月 28 日付けで事後措置を A-1 と決定した。

これを踏まえ、愛知県教育委員会は、原告が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと判断し、休職期間 3 年満了となる平成 26 年 12 月 14 日付けで分限免職処分とした。

### (2) 原告の主張

原告は、学校への不信感から多少不安定になることはあっても、全体的に順調に推移し、良い状態を保ち続けていた。

愛知県教育委員会は、原告のこのような状態を無視して分限免職処分を行ったといえ、原告が公務員として立場を失うという重大な結果になることを考えて、特に慎重に処分事由の有無を判断したとは考えられない。

よって、原告を分限免職処分とした判断は、裁量権の逸脱又は濫用であって違法な処分であることから取り消されるべきである。